

【記載例】年次報告書の作成と留意点

※こちらはあくまで記載例です。詳しくは「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」及び申請マニュアルをご確認ください。

様式第 11

年次報告書

令和 5 年 5 月 3 0 日

宮城県知事 殿

郵便番号 980-8570

会社所在地 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

会社名 株式会社宮城県

電話番号 022-211-2742

代表者の氏名 宮城 花子

年次報告書の提出日を記入。（発信主義、消印等で判断します。）

報告の期限は、報告基準日の翌日から3ヶ月を経過する日です。なお、この日が土日祝日の場合は、次の平日が期限となります。

登記簿謄本と同様の記載。

押印については必要ありません。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第1項又は第3項の規定（当該規定が準用される場合を含む。）により、下記の種別に該当する報告者として別紙の事項を報告します。

記

報告者の種別と申請基準日等について

報告者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特別相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別相続認定中小企業者
	<input checked="" type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例相続認定中小企業者
報告者に係る 認定の認定年 月日等	認定年月日及び番号	令和3年12月10日（中企第××号）
	認定申請基準日	令和3年10月15日
	報告基準日	令和5年3月15日
	報告基準期間	令和3年3月16日から令和5年3月15日
	報告基準事業年度	令和3年4月1日から令和4年3月31日

(備考) ~略~

認定時の種別をレ点又は黒塗りでチェック。

【用語】

第一種：先代経営者から

第二種：先代経営者以外の株主から

特別：従来（一般）措置

特例：特例措置

認定書右上に記載のもの。

報告基準日とは、贈与・相続税申告期限日の翌日から起算して1年を経過するごとの日（応当日）です。

※贈与は毎年3月15日です。

報告基準事業年度とは、以下①～③に該当するすべての年度です。

① 前年の報告基準日（1回目の報告は認定申請基準日）の翌日の属する事業年度

② 今回の報告基準日の翌日の直前の事業年度

③ ①と②の間の事業年度

※1回目の報告の時は、事業年度が2期にわたるケースが多くあります。

報告基準期間とは、前回の報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの期間です。

※1回目の報告は、認定申請基準日の翌日からになります。

(別紙 1)

第一種 特例 贈与 認定中小企業者に係る報告事項①
(認定年月日：令和3年12月10日、認定番号：中企第××号)

認定申請の種類に応じて、「第一種or第二種」「特別or特例」、「相続or贈与」を記載。

報告会社が発行する株式総数に係る議決権の数を記載。
※自己株式や完全に議決権のない種類株式などは含みません。

後継者（現代表者）が保有している議決権数を記載。

納税猶予の対象となっている株式の議決権数を記載。

租税特別措置法の該当規定にレ点又は黒塗りでチェック。

- 第70条の
- 7 : 贈与税（一般）
 - 7の2 : 相続税（一般）
 - 7の4 : 切替[贈与から相続へ]（一般）
 - 7の5 : 贈与税（特例）
 - 7の6 : 相続税（特例）
 - 7の8 : 切替[贈与から相続へ]（特例）

1 経営承継受贈者（経営承継相続人）について

贈与報告基準日（相続報告基準日）における総株主等議決権数	(a)	1,000個	
氏名	宮城 花子		
住所	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号		
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c)	875個 (b)+(c)/(a)87.5%	
贈与報告基準日（相続報告基準日）における保有議決権数及びその割合	(b)	700個 (b)/(a) 70.0%	
適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1) (本認定番号の認定に係る株式等に係る議決権数のみを記載。)		600個	
<input checked="" type="checkbox"/> 第70条の7 <input type="checkbox"/> 70条の7の5 <input type="checkbox"/> 第70条の7の2 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6 <input type="checkbox"/> 第70条の7の4 <input type="checkbox"/> 第70条の7の8			
(*1)のうち贈与報告基準日（相続報告基準日）までに譲渡した数		0個	
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
	宮城 太郎	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	(c) 100個 (c)/(a) 10.0%
	(株)宮城貨物	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	(c) 75個 (c)/(a) 7.5%

報告会社の議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加して、それぞれ記載してください。

納税猶予の適用を受けている株式を後継者（現代表者）が手放した場合に記載。
※取消事由に該当することになります。

2 贈与者が経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る贈与をする前に、当該認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

本申請に係る株式等の贈与が該当する贈与の類型	<input checked="" type="checkbox"/> 該当無し <input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定株式再 <input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定株式再			
	氏名	認定日	左記認定番号	左記認定を受けた株式数
認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。 (当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。)				

当該報告会社が過去に納税猶予制度を活用したことがあるときのみ記載。
(※先々代から先代に贈与するにあたり、本制度を活用して納税猶予の適用を受けている場合に記載)

3 認定中小企業者について

主たる事業内容	水産加工業	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における資本金の額又は出資の総額	10,000,000円	
贈与報告基準日（相続報告基準日）における資本金の額又は出資の総額	10,000,000円	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由		
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における準備金の額	2,500,000円	
贈与報告基準日（相続報告基準日）における準備金の額	2,500,000円	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由		
贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数	(a)+(b)+(c)-(d)	97人
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	95人
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である者の数	(b)	3人
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c)	0人
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)	1人
各贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人数	1回目（令和5年3月15日）	(イ) 97人
	2回目（年月日）	(ロ) 人
	3回目（年月日）	(ハ) 人
	4回目（年月日）	(ニ) 人
	5回目（年月日）	(ホ) 人
	5年平均人数	$((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ))/5$
贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名	令和3年3月16日から令和5年3月15日まで	宮城 花子
	年月日から年月日まで	
	年月日から年月日まで	

複数の事業を行っている場合、登記事項証明書から確認が取れるものについて、主たる事業を1つ記載。

資本金、準備金は決算書等から確認できる金額を記載。
 ※準備金は、資本準備金と利益準備金の合計額です。
 ※資本金、準備金を減少した場合は、例外を除いて、取消事由に該当します。

(a)欄には、厚生年金保険に加入している人数を記載。
 (b)欄には、厚生年金保険の対象外で、健康保険のみに加入している人数を記載。（例：70歳以上の従業員又は役員）
 (c)欄には社会保険加入対象外の常時使用する従業員数を記載。（例：75歳以上の従業員）
 ※正規従業員と比較して、4分の3に満たない短期労働者（例：アルバイト）は含みません。
 (d)欄には、(a)(b)でカウントした方のうち、役員の数に記載。
 ※使用人兼務役員は従業員として計上します。つまり、役員として(d)欄には記載しません。
 ※添付書類の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」等には、役員や資格喪失者がわかるように記載してください。

例：役員→ $\textcircled{役}$ 喪失者→ $\textcircled{失}$
 使用人兼務役員→ $\textcircled{使}$

過去の年次報告及び今回報告における従業員数を記載。
 ※5年平均人数は5回目の年次報告のときのみ記載。

当該報告基準期間についてのみ記載。
 ※過去の期間については記載不要です。

4 贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中における特別子会社について

区分	特定特別子会社に <input type="checkbox"/> 該当 / 非該当		
会社名	株式会社 宮城貨物		
会社所在地	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号		
主たる事業内容	運送業		
総株主等議決権数	(a) 1,000 個		
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	宮城 花子	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	(b) 900 個 (b)/(a) 90.0 %
	株式会社 宮城県	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	(b) 100 個 (b)/(a) 10.0 %

特別子会社が複数ある場合は、表を追加してそれぞれ記載。

【用語】

・特別子会社：会社と代表者と代表者の同族関係者が合わせて総株主等議決件数の過半数を有している会社。

・特定特別子会社：特別子会社のうち、その議決権を有する株主が「会社」と「その代表者」と「代表者と生計を一にする親族」で、総株主議決件数の過半数を有している会社。

5 会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*2)の発行の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	
(*2)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）

「株主又は社員」が複数いる場合は、欄を追加してすべて記載。

拒否権付種類株式（いわゆる、黄金株）を発行している場合に記載。

※黄金株を後継者（現代表者）以外の者が保有することになると取消事由に該当します。

特別子会社とは・・・

次に掲げる者により、その総株主議決権数の過半数を保有される会社をいいます（下記(5)③に該当する会社の子会社も該当）。

- (1) 中小企業者
- (2) 後継者
- (3) 後継者の親族（6親等内の血族、）3親等内の姻族
- (4) 後継者と事実上婚姻関係にある者など特別の関係がある者
- (5) 次に掲げる会社

①(2)～(4)により総株主議決権数の過半数を保有されている会社

②(2)～(4)及びこれと(5)①の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社（一般的に中小企業者の子会社も該当）

③(2)～(4)及びこれと(5)①又は(5)②の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社（一般的に中小企業者の孫会社も該当）なお、会社法上の子会社の定義とは異なりますのでご注意ください。

特定特別子会社とは・・・

次に掲げる者により、その総株主議決権数の過半数を保有される会社をいいます（下記(5)③に該当する会社の子会社も該当）。

- (1) 中小企業者
- (2) 後継者
- (3) 後継者と生計を一にする親族
- (4) 後継者と事実上婚姻関係にある者など特別の関係がある者
- (5) 次に掲げる会社

①(2)～(4)により総株主議決権数の過半数を保有されている会社

②(2)～(4)及びこれと(5)①の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社（一般的に中小企業者の子会社も該当）

③(2)～(4)及びこれと(5)①又は(5)②の関係がある会社により総株主議決権数の過半数を保有されている会社（一般的に中小企業者の孫会社も該当）なお、会社法上の子会社の定義とは異なりますのでご注意ください。

★重要★

従業員数（同一生計の親族を除く）5人以上で「事業実態要件」を満たす場合は、それを証明する書類（添付書類の決算書について参照）を添付することにより、下記明細の（1）～（30）の記載を省略できます。

※記載例は、留意事項を示すため内容を記載したものです。

(別紙2)

第二種 特例 贈与 認定中小企業者に係る報告事項②
(認定年月日：令和3年12月10日、認定番号：中企第××号)

1 認定中小企業者における特定資産等について

与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における特定資産等に係る明細表					
種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入	
有価証券	特別子会社の株式又は持分（*3を除く。）	/	(1) 10,000,000円	(12) 円	
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*3)		(2) 円	(13) 円	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの		(3) 2,000,000円	(14) 90,000円	
	B 投資信託	/	(3) 1,000,000円	(14) 10,000円	
	F 社株式 10株	/	(3) 2,000,000円	(14) 0円	
不動産	現に自ら使用しているもの	自己使用 (本社事務所)	(4) 10,000,000円	(15) 円	
	同上 建物のうち1階部分		5,000,000円		
	上記に係る建物附属設備(電気工一式)		400,000円		

報告基準事業年度とは、以下の①～③に該当する全ての事業年度のことです。

① 前年の報告基準日（一回目の報告時は認定申請基準日）の翌日の属する事業年度

② 今回の報告基準日の翌日の直前の事業年度

③ ①と②の間の事業年度

※報告基準事業年度が複数年度にわたる場合は、各事業年度ごとに別紙2を追加して記載してください。

【有価証券】とは、

金融商品取引法第2条第1項の有価証券及び同条第2項のみなし有価証券が該当します。

内容欄には、該当するもの全てを、銘柄ごとに分けて数量等を記載。

帳簿価格欄は、期末簿価でそれぞれの金額を記載。

運用収入欄は、期中の配当金等のほか、期中に売却したときの対価（売却益ではなく売却額）も含まれます。

【不動産】とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可物の附属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します。

内容欄は、該当するもの全てを所在・面積及び種別がわかるように具体的に記載。

利用状況は、事業用として使用していることがわかるように記載。

<自ら使用している例> 本社、工場、支店、従業員宿舎

<自ら使用していない例> 販売用土地、賃貸マンション、役員住宅、遊休地

帳簿価格欄は、期末簿価でそれぞれの金額を記載。

運用収入欄は、期中の賃貸料収入等のほか、期中に売却したときの対価（売却益ではなく売却額）も含まれます。

	現に自ら使用していないもの	仙台市青葉区本町3丁目8番1号の土地600㎡のうち50% 同上 建物のうち2階部分 上記に係る建物附属設備(電気工一式)	第三者に賃貸(株式会社宮城貨物)	(5) 10,000,000円 3,000,000円 400,000円	(16) 450,000円
		石巻市あゆみ野5丁目7番地	遊休資産	(5) 0円	(16) 40,000,000円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの	Cゴルフ倶楽部会員権	投資目的	(7) 300,000円	(18) 0円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの	絵画E	観賞用	(9) 0円	(20) 500,000円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	現金 当座預金 定期預金		(10) 100,000,000円 200,000,000円 50,000,000円	(21) 50,000円

同一の土地・建物の中に、自社利用している部分とそうでない部分がある場合は、床面積割合など、合理的な方法により、土地なども按分して記載。
⇒計算明細及び根拠資料(土地・建物謄本、建物平面図など)資料を添付してください。

【ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利】において、事業の用に供するものには、例えば、ゴルフ会員権販売業者が保有する在庫等が該当します。

【絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石】において、事業の用に供するものとは、例えば、古物商や宝石販売業者が保有する在庫(棚卸資産)等が該当します。

【資産を売却した場合の記載例】
「絵画E」を50万円で売却し、期末の帳簿価格は0円、運用収入として売却対価(売却益ではなく売却額)を記載します。

【現金及び預貯金その他これらに類する資産】とは、申請会社の資産のうち、預金や各種預貯金だけではなく、保険積立金等の積立金も該当します。

承継受贈者 (経営承継相 続人)に係る 同族関係者等 (施行規則第 1条第13項第 2号ホに掲げ る者をいう。) に対する貸付 金及び未収金 その他これら に類する資産	短期貸付金	宮城太郎に 対する短期 貸付金	(11) 5,000,000 円	(22) 0 円
	未収入金	株式会社宮 城貨物に対 する未収入 金	40,000,000 円	0 円
特定資産の帳簿価額の合 計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7) +(9)+(10)+(11) 373,700,000 円	特定資産の 運用収入の 合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(2 0)+(21)+(22) 41,100,000 円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 1,000,000,000 円	総収入金額	(26) 500,000,000 円	
贈与報告基準事業年度(相続報告基準事業年度) 終了の日以前の5年間(贈与(相続の開始)の日 前の期間を除く。)に経営承継受贈者(経営承継 相続人)及び当該経営承継受贈者(経営承継相続 人)に係る同族関係者に対して支払われた剰余金 の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配 当等	(27) —円	
		損金不算入 となる給与	(28) —円	
特定資産の帳簿価額等の 合計額が資産の帳簿価額 等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28)) /((24)+(27)+(28)) 37.4%	特定資産の 運用収入の 合計額が総 収入金額に 占める割合	(30)=(25)/(26) 8.2%	
総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)			450,000,000 円	

【貸付金及び未収金その他これらに類する試算】とは、申請会社の資産(債権)のうち、後継者(現代表者)及びその同族関係者に対する預け金や差し入れ保証金、立て替え金等も該当します。
利用状況欄には、貸付金・未収入金の債務者又は会社名を記載してください。

【総収入金額(26)】は、損益計算書の「売上高+営業外収益+特別利益」の合計額を記載してください。
※期中に固定資産や有価証券の売却があった場合は、売却損益ではなく売却額(対価)に直してから金額を加算し、総収入額を計算してください。

【資産の帳簿価格の総額(24)】は、貸借対照表の資産の部の合計額を記載してください。以下の点にご注意ください。
※留意点
①貸倒引当金、投資損失引当金などを計上している場合は、引き当て前(控除前)の金額を記載してください。
②原価償却資産・特別償却資産・圧縮記帳資産は、原価償却資産累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除後の価格を用いてください(直接原価方式にあわせて計算)。

【剰余金の配当等(27)】は、期間中に後継者(現代表者)及びその同族関係者に対して支払った剰余金や利益の配当金の合計額を記載してください。

【損金不算入となる給与(28)】は、期間中に後継者(現代表者)及びその同族関係者に支払われた給与のうち、法人税法第34条及び第36条の規定により損金の額に算入されない金額があった場合に、その合計金額を記載してください。
※損金不算入となった金額が、いつの支払日の給与から算出すべきか特定できない場合は、事業年度に対する該当期間の日数で按分し算出してください。

2 やむを得ない事由により資産保有型会社等に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月 頃

3 前回の年次報告時にやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当していた場合

解消の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------	---

該当する場合は記載してください。

【前回の年次報告時にやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当していた場合】については、「資産保有型会社」の場合は当該事由が発生した日から以後6ヶ月を経過する日までの期間に、「資産運用型会社」の場合は当該事由が発生した日の属する事業年度から当該事業年度終了の日の翌日以後6ヶ月を経過する日の属する事業年度までの各事業年度までの期間における当該事由の解消の有無を記載してください。解消している場合には、解消したことを証する書類を添付してください。

損益計算書の売上高を記載してください。
※特定資産の明細を省略できる場合でも、この欄は記載してください。